平成２５年（フ）第６２８号
堺市南区城山台２丁１番16―206号
債務者　長田　弘治
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６３１号
堺市堺区甲斐町東６丁１番40―302号
債務者　渡辺　　隆
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
沖縄県浦添市城間２丁目５番21号
債務者　又吉　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７９号
釧路市武佐２丁目16番１号
債務者　菊地　徳幸
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０９号
釧路市堀川町２番39号
債務者　菅野恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４７９号
東京都昭島市緑町２丁目12番12号
債務者　飯田　晴美（旧姓木田）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９３７号
神奈川県高座郡寒川町宮山975番地　２―406号
債務者　河野　了三
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１４６号
神奈川県藤沢市善行１丁目16番地の１　グランカッサ102
債務者　遠藤　里沙（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１４８号
横浜市泉区上飯田町4543番地１　ステーションハイツ202号
債務者　佐藤　雅美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７８号
横浜市南区日枝町５丁目127番地９　クレールセントラル801号
債務者　金井富貴こと　崔　　富貴
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８５号
横浜市港北区日吉本町３丁目20番31号
債務者　大原　桂子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１９９号
横浜市戸塚区汲沢１丁目１番９―202号
債務者　石井　律行
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２０８号
横浜市栄区長沼町262番地１　恒陽戸塚マンション608号
債務者　岡本　　昌
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２２２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目12番22―303号
債務者　ロドリゴ　マカウイタゲ　アラヴィンダ　ディルシャン　マドウランガ
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３７号
横浜市泉区岡津町1245番地１　コトー領家Ａ101号
債務者　木谷　大介
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３８号
横浜市泉区岡津町1245番地１　コトー領家Ａ101号
債務者　木谷茉莉奈
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部